

兵器ヲ隣國ニ仰ク者ハ其強剛ナルヲ要スル時ニ當リテ必ス弱キノ真理ヲ解セシト見ヘタリ右ノ事ニ付キ日本有司ノ心ヲ奮起シ且ツ大隈氏ノ好意ヲ謝スベキ旨ヲ貴下ニ期望シ謹ンテ之ヲ呈ス

千八百七十五年

二月十九日

ゼームス、アール、ワッソン

ゼ子ラール、レゼントル貴下

カンフラシスコ在勤領事ブルークスヨ

リ鈕育船控訴一件云々来東八年二月二十日

日本大蔵省ノ太平洋郵船會社ニ對スル控訴狀ノ抄書ハ正ニ落手シマク、マルリストル及ヒベ
ルジンノ兩氏之ヲ取調ヘシニ其控訴ノ相當ニ
シテ其書類ノ法式モ亦適宜ナルヲ知レリ
余ハ右控訴狀ヲ訴訟端書中ニ差入レ来ル三月
二十六日ニ其訴訟ニ取掛ルヘキヲ定メタレ
ハ大蔵外務兩省ノ訴ニ於テ抵觸スル所アルカ
如シト虽モ右ノ時ニ至ラハ其訴訟ニ克ツ為メ

精々盡カス可シ蓋シ余カ案スル所ニテハ此訴
訟ノ勝負ハ夫ノ引離スト云ヘル語ノ義意ニ管
シ右船ハ之ヲ引離スル猶進ニ行クヲ得可シ
余カ知ル所ニテハデロング氏ノ定メ規則ニ
カリヲタルニア邦ノ律法ヲ盡ク採用シ右訴訟
手續ノ其律法ト適合スルヲ必要トシタルハ誤
リニシテ其實ハ此類ノ控訴ニ付テハ一切聯邦
裁判所ノ訴訟手續ヲ適用スルノ決定アリシナ
リ而シテ此回ノ控訴ノ聽キ届ケトナル方今余
ハ聽届ケトナルヘシト思フ所ナリ時ハ亞細亞

ヨリノ控訴申ニテ擴張セラハサル案初ノ者タ
ル可シ謹言

千八百七十五年

二月二十日香港ニテ

チヤリニムカラルコットガルクス

蕃地事務局

ジョージ・ワレリス、セム貴下

蕃地事務局

外務省文書

李仙得ヨリ大隈参議へ米國政府外交書類

印刷回附云々未東 八年二月二十三日

ウオシントン支那日本ノ間ニテ往復シタル贈

答書翰ノ翻刻本ヲ呈上ス此書翰ハ日本ノホル

モ井出兵一件ニ就キ支那日本在留ノ米國公使

領事トウオシントンノ外務省トノ間ニ往復シ

タル所ニシテ皆ビンガム氏ヨリ寺島氏へ贈リ

タル千八百七十四年ノホーレイン、リレーンユ

ンス、オフ、ゼ、エウナイテッド、ステーツ(合衆國ノ

外國トノ關係ト云フ義)ト題セル書ヨリ抜萃シ

十二

外務省文書